

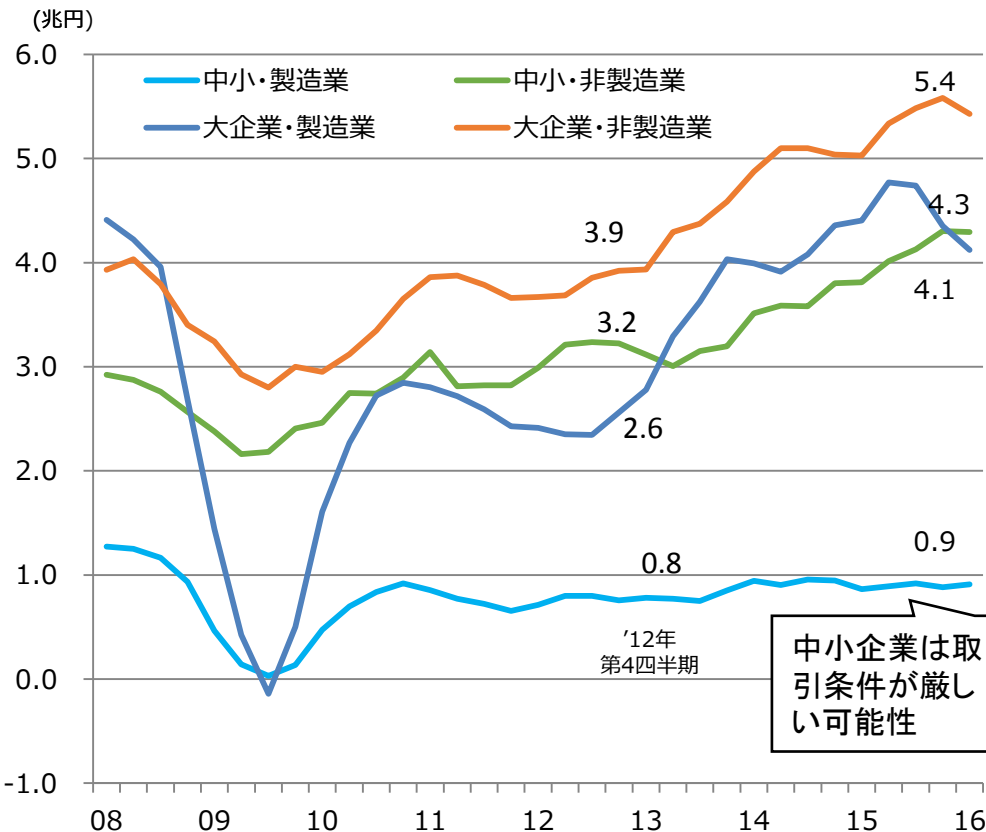
下請等中小企業の取引条件改善 の取組について

平成28年10月
中小企業庁

1. 「経済の好循環」実現のためには中小企業の取引条件改善が重要

- 企業収益は拡大傾向にあるが、中小企業、なかでも製造業は低迷している。
- コストの価格転嫁など、下請等中小企業の取引条件の改善に取り組むことが必要である。

経常利益の推移



経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について(抜粋) (平成26年12月16日)

- 経済界は、賃金の引上げに向けた最大限の努力を図るとともに、取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組むものとする。
- 平成26年12月16日付本取りまとめ（「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」）については、継続的にフォローアップを行っていくこととする。

安倍内閣総理大臣施政方針演説(抜粋) (第190回国会、平成28年1月22日)

- 「より安く」を追い求める、デフレ型の経済成長には、自ずと限界があります。
- 「より安く」ではなく、「より良い」に挑戦する、イノベーション型の経済成長へと転換しなければなりません。
- 原材料コストの価格への転嫁など、下請企業の取引条件の改善に官民で取り組みながら、最低賃金についても、1000円を目指し、年率3%を目途に引き上げます。

2. 取引条件改善のための関係府省等連絡会議の設置

- 総理官邸に「関係府省等連絡会議」を設置し、政府全体で調査や対策を実施している。

「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」

- 中小・小規模事業者が賃上げを行いやすい環境を作る観点から、下請等中小企業の取引条件改善に必要な検討を行うため、平成27年12月21日に「関係府省等連絡会議」を設置しました。（平成27年12月から28年10月までに8回開催）

○構成メンバー

	27年12月～28年7月	28年8月～
議 長	世耕 弘成 内閣官房副長官 (当時)	野上 浩太郎 内閣官房副長官
議長代理	高鳥 修一 内閣府副大臣 (当時)	越智 隆雄 内閣府副大臣
	鈴木 淳司 経済産業副大臣 (当時)	松村 祥史 経済産業副大臣
	とかしき なおみ 厚生労働副大臣 (当時)	橋本 岳 厚生労働副大臣
	宮内 秀樹 国土交通大臣政務官 (当時)	根本 幸典 国土交通大臣政務官
副 議 長	内閣総理大臣補佐官（政策企画担当）、内閣官房副長官補	
主 査	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）、中小企業庁長官	
構 成 員	公正取引委員会事務総長、警察庁生活安全局長、総務省情報流通行政局長、財務省国税庁次長、厚生労働省労働基準局長、農林水産省食料産業局長、国土交通省総合政策局長、環境省総合環境政策局長	

3. 取引条件改善のための調査の実施

- 大企業や中小企業に大規模調査を行うとともに、下請等中小企業ヒアリングを実施した。

<企業に対する下請取引等の実態調査（平成27年12月～平成28年3月）>

① 大企業 1万5千社以上に対する書面調査

- ⇒ 政労使合意を「知っている」は42.2%、「知らない」が57.8%
- ⇒ 利益増加分の使途としては「設備投資」44.2%、「現預金増」32.2%、「従業員の賃上げ」が31.2%で、「取引条件改善」はわずか3.1%（上位3つまでを選択回答）

② 中小企業 1万社程度に対するWEB調査

- ⇒ 原材料・エネルギーコストの価格転嫁 「必要」36.6%
このうち「転嫁できなかった」30.2%

③ 下請等中小企業へのヒアリング及びアンケート調査（詳細は次頁参照）

- ⇒ このうち、経済産業省関係では、2～3月で200社程度の下請等中小企業を訪問し、ヒアリング調査を実施
 - 「合理的な説明のない原価低減要請を受ける！」
 - 「金型を廃棄させてもらえず、保管費用も負担してくれない！」
 - 「手形での支払が多い！」

<中小企業へのヒアリング及びアンケート調査結果概要>

担当省庁	対象業種	確認された課題
経済産業省	製造業等 ＜ヒアリング191社＞	(i) 合理的な説明のない原価低減要請を受ける（一律〇%の削減等） (ii) 人件費・労務費、電気料金、原材料価格などの高騰分を転嫁できない (iii) 補給品、サービスパーツの単価を量産時と同じ価格で製作させる (iv) 型の保管や廃棄に関し、発注側大企業が費用を負担しない
警察庁	警備業 ＜ヒアリング160社＞	(i) 代金を減額された (ii) 支払い期日までに代金の支払いを受けなかった
総務省	放送コンテンツ の製作取引 ＜書面調査1,726社＞	(i) 著作権の帰属について、協議の機械が設けられていなかった。 (ii) 取引価格の決定について、協議の機会が設けられていなかった。
国税庁	酒類関係 （製造、卸売、小売） ＜ヒアリング1,458場＞	従業員等の派遣要請（無償）
農林水産省	食料品製造業 ＜ヒアリング44社、7団体＞	(i) 原材料の価格高騰に対する値上げは認められたが、上げ幅は要請の一部に留まった。 (ii) PB商品については、原材料が自社製品と同じであるのに価格が自社製品よりも著しく低い。
国土交通省	トラック運送業 ＜W E B 調査735社＞	(i) 適正運賃・料金の収受ができていない (ii) 荷主都合による荷待ち待機をさせられたが費用の支払いがない (iii) 検収や商品の仕分け等の附帯作業をさせられたのに費用の支払いがない
	貸切バス事業 ＜書面調査804社＞	(i) 旅行業者から運賃・料金の引き下げ等の要請があるのは、他に安く契約するバス事業者が存在しているため (ii) 旅行業者からの運送申込みの方法が、電話や口頭などの書面以外
	建設業 ＜書面調査11,953社＞	(i) 指値発注 (ii) 不適正な工期設定 (iii) 内容変更が発生したが、追加・変更契約を拒否された
環境省	産業廃棄物処理業 ＜書面調査290社＞	(i) 現場に応じて廃棄物処理に係わる協力費を排出事業者から請求された (ii) 排出事業者との間に管理業者が入ることにより、管理費分の値下げを要請された

4. 取引条件改善に向けた大企業向けヒアリング

- 産業界に対する大規模な調査や下請等中小企業ヒアリングの結果を踏まえて、課題の見られる業種の大企業に対し、本年4月から、調達方針や取引適正化の取組についてヒアリングを開始した。
- 大企業ヒアリング第一弾（4～6月）は「自動車関連産業」と「建設業」、第二弾（7～8月）は自動車関連産業の追加分や情報通信機器産業を含む「製造業関係」と荷主企業を含む「トラック輸送業」を対象として実施した。
- 今後、その他業種の下請等中小企業ヒアリングを継続して実施するとともに、必要に応じて大企業ヒアリングを実施していく予定としている。

<大企業ヒアリングの概要>

○大企業の調達責任者等を対象として、業所管府省、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省、国土交通省の関係府省担当官がチーム組んでヒアリングを実施。

⇒【第一弾】（4～6月） 自動車・同部品製造業31社、建設業19社

【第二弾】（7～8月） 製造業関係19社
（自動車関連7社、情報通信機器7社、建機・プラント5社）

トラック運送業関係26社（運送業社16社、荷主10社）

＜自動車関連産業の大企業ヒアリングで得られた結果＞

	好事例	課題がある事例
①政労使合意	<u>同合意を理解し、会社の方針に落とし込んでいる。</u>	<u>合意を知らなかった。</u>
②合意を踏まえた価格見直し	<u>一定の範囲で価格を見直した。</u>	<u>価格見直しをしていない。</u>
③定期的な原価低減活動	定期的な価格引き下げ要請をとりやめた。	長期の原価低減を約束させられる（特に海外メーカー）。
④原価低減の合理性等	合理的な手法を検討し、成果を下請事業者とシェアしている。	<u>一律の価格引き下げと受け止められる懸念の要請を行った。</u>
⑤下請ガイドライン	<u>社内だけでなく、サプライチェーン全体への浸透に努めている。</u>	対応した社内マニュアルがない。周知が不十分。
⑥金型	<u>仕組みを作り、廃却、保管費負担等をしている。</u>	<u>廃却ルールが明確ではない。</u>
⑦支払条件	<u>全額又は大部分を現金で支払い。</u>	<u>手形や売掛を多用している。</u>
⑧労働条件	取引先の賃金引き上げにも関心を持ち、配慮している。	労務費の転嫁には、客観的指標がないなど課題がある。
⑨コンプライアンス	法令順守体制があり、取引先への周知も工夫。	相談窓口はあるが、取引先への周知は十分ではない。
⑩サプライチェーン全体の取組	直接取引先ではない、ティア2以降の企業を含め、適正化を働きかけている。	サプライチェーンへの取組の浸透状況は、個社では把握しがたい。業界単位での対応も重要。

5. 取引条件改善に向けた与党の提言と政府の方針決定

- 取引条件をめぐる政府の取組に対し、与党からも提言が行われた。
- 調査結果及び与党の提言を受け、政府としても、取引条件改善を図ることを決定した。

与党の提言

- 自由民主党「下請中小企業・小規模事業者対策小委員会」
（西村康稔小委員長、宮本周司小委事務局長（4月7日提言とりまとめ、4月12日総理申入れ））
- 公明党「経済再生調査会」
（上田勇調査会長、伊藤涉事務局長（4月20日提言とりまとめ・官房長官への申入れ））

政府の方針

経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2016 （抜粋）

「政労使合意の浸透を図るとともに、大企業へのヒアリングの実施、下請法等の運用強化、下請取引ガイドラインの充実・普及により、『良い品質』に見合った『適正な価格』を支払う取引慣行を定着させること等を通じ、下請等中小企業の取引条件の改善を図る。」

※平成28年6月2日閣議決定 このほか、「日本再興戦略2016」、「ニッポン一億総活躍プラン」にも明記

6. 取引条件改善に向けた情報提供・広報

- 中小企業による価格交渉のための情報提供や、大企業・親事業者向けの啓発広報を積極的に実施している。

① 下請事業者の価格交渉サポート

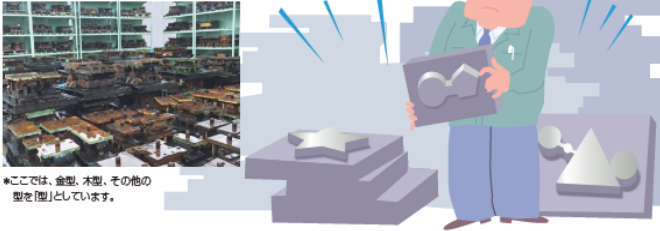
- ・典型的な問題事例を示した事例集を作成。親事業者に周知、徹底する。
- ・親事業者との価格交渉で必要となるノウハウのハンドブックを作成。
- ・価格交渉ノウハウのセミナー（全国200ヶ所）や個別相談を実施。

② 積極的な政府広報と啓発

- ・様々な機会を捉えて、取引条件の改善に向けた積極的な広報を実施。
 - ドラマ「下町ロケット」を題材にした1面広告を掲載
 - 大企業向けの広報チラシを作成・配布 →→

やむを得ず。中小企業庁からのお知らせ

型^{*}を無償で保管・管理 させていませんか？



*ここでは、金型、木型、その他の型を「型」としています。

⚠ 法令違反となる可能性があります！

置産後の補給品の支給などのため、発注者が長期にわたり使用されない型を無償で保管させる等、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

- ☒ 発注者が受注者に対して、長期にわたり使用されない型を無償で保管、管理させていませんか。
- ☒ 当初想定していない保管に伴うメンテナンス等を無償で受注者に行わせていませんか。
- ☒ 受注者からの型の廃棄申請に応諾していますか。また、明確な返答を行っていますか。応諾した場合、廃棄費用を支払っていますか。応諾しない場合、保管に必要な費用を負担していますか。

↓

こんな取引を目指しませんか？

- 型の廃棄や引き取りの基準（一定期間の経過など）や手続きを明確に定め、発注者が主導して、型の保管期間や数量を最小限にとどめる。
- 廃棄または継続保管をする場合は、発注者が必要なコストを負担するよう、契約を締結する。（参考：（一社）日本鋳造協会作成「鋳物用貨与模型の取り扱いに関する覚書」）
- 型の保管費用について取り決めがない場合、受注者と発注者で十分な協議をする。

〈本件に関する問い合わせ先〉 中小企業庁 下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618

7. 取引条件改善に関する今後の対策

○未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定） <第2章 Ⅲ.（2）③>

下請等取引について、これまでの調査等で明らかになった手形支払や金型保管等の取引慣行における課題の改善につながるよう、下請法の運用基準における違反事例の充実を始め、独占禁止法その他の関連法規の運用を強化するとともに、業種別下請ガイドラインの充実・改善を行う。これらの施策を通じ、下請け企業等の中小企業の取引条件の改善を図る。

関係法令と取引

下請法：下請取引

- ・製造業：部品の製造や加工を委託
- ・情報通信：ソフトウェアの作成委託
- ・運輸業*：トラック業者間の運送委託 等

*貨物自動車運送事業法も関連

中小企業者の声

「金型が廃棄できない、保管コストが負担」
「原価低減要請が一方的」
「手形払いが多すぎる」

対応の方向性

- これまでの調査で明らかになった違反事例を下請法運用基準に追記する。
- 下請ガイドラインや振興基準で現金払いを促す。ルールを再検討する。

独占禁止法：あらゆる取引

- ・小売業：商品の納入
- ・運輸業*：荷主とトラック業者の運送委託
- ・宿泊・飲食：材料などの購入 等

*貨物自動車運送事業法も関連

「一律の値引きを要請される」
「運送代金を一方的に決められた」
「荷待ち待機や附帯作業をさせられ費用の支払いもない」

- 物流特殊指定の調査を拡充するなど独占禁止法の運用を強化する。
- トラック運送業向けの事例集やハンドブックを作成するとともに、荷主も含めた協議会の場を活用して、荷主サイドへの協力を要請する。

建設業法：建設工事の請負

「契約締結時に指値で一方的に発注される」
「法定福利費相当分を支払ってもらえない」

- 建設業法令遵守ガイドラインで下請取引の適正化を促す。
- 法定福利費の内訳明示した見積書の活用を関係団体に要請する。

【参考】下請代金支払遅延等防止法の対象範囲のイメージ

＜すべての B to B 取引＞

スペック指定のない 既製品・サービスの購入

例. 小売業、運輸業（荷主とトラック業者）、宿泊・飲食、等

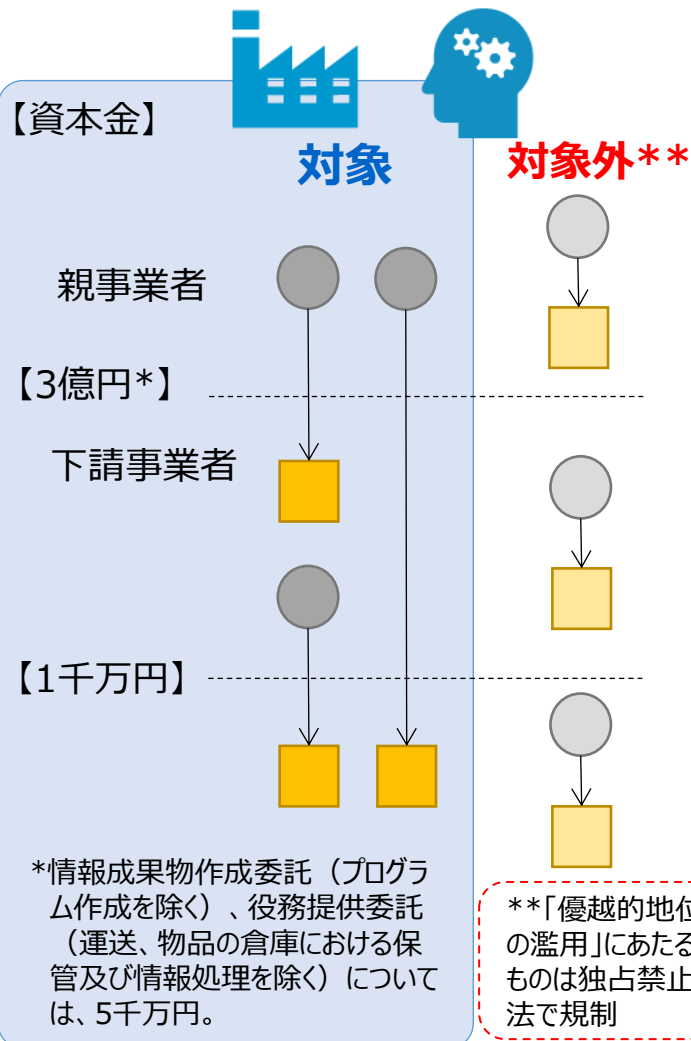


下請法の対象外

「優越的地位の濫用」にあたるものは独占禁止法で規制

事業として行う活動の「委託」

例. 製造業、情報通信、運輸業、等



うち
「建設工事」



下請法の対象外

建設業法
で規制

自社で使うための 「委託」

例. 自社向け会計ソフト開発（自家使用）試作品開発（商品でないもの）、等

下請法の対象外

「優越的地位の濫用」
にあたるものは独占禁
止法で規制

8. 未来志向型の取引慣行に向けて「世耕プラン」 (9月15日発表)

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないように、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（横軸）

事項	具体的な政策
下請代金法の運用強化 (運用基準改正)	違反事例を追加し、違反情報の収集強化と未然防止を図る。【不適正な原価低減活動、金型の保管コストの押しつけ、等の違反行為事例の追加を公正取引委員会に提案】
適正取引、付加価値向上の促進 (振興基準改正) *下請中小企業振興法	望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請する。(取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化、等)【年内改正】
下請代金の支払条件の改善 (通達、振興基準の見直し)	下請代金の支払条件の改善を、親事業者に要請する。(現金払いの原則、割引料負担の一方的な押しつけの抑制、手形等の支払期間の短縮、等)【年内見直し、約50年ぶり】
下請代金法の調査・検査 の重点化	原価低減・金型・手形等に重点をおいて、下請代金法の書面調査の充実、特別立入検査を実施する。 【年度内に実施】

業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

- (1) 下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請**するとともに、**フォローアップ**を行う。【年度内に策定】
- (2) **業種別下請ガイドラインを改訂**し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係る**ベストプラクティス**を追加する。【年度内に改訂】

【参考】「未来志向型の取引慣行に向けて」に関する動き

- 9 / 1 5 日本経済団体連合会及び日本自動車工業会との懇談会において、世耕経産大臣より、「未来志向型の取引慣行に向けて」を発表。日本自動車工業会に対しては、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画の策定と着実な実行を要請（→**応諾**）
- 9 / 2 0 日本経済団体連合会幹事会において、榊原会長より、「未来志向型の取引慣行に向けて」について紹介していただくとともに、各社に対し、「①自主行動計画策定の要請があった場合には、しかるべき対応をとること、②引き続き、適正取引の徹底に向けた支援・協力等をお願いする」旨、ご発言。
- 1 0 / 6 世耕経産大臣より、日本自動車部品工業会に対して、自主行動計画の策定を要請。（→**応諾**）
併せて、「素形材、建設機械、電機・情報通信機器、繊維業界に対しても、自主行動計画の策定を事務方から要請している」旨を公表。